

児童手当、所得上限超えると無支給に

「児童手当」が6月から一部変更されます。児童手当は、生活の安定とともに、次世代の子どもたちの健やかな育成を支援するために支給される制度ですから、手当の使いみちにも気を配りたいですね。

支給対象者は、0歳から中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人です。支給額は表のように、3歳未満は一律（一人当たり）月額1万5000円、3歳以上小学校修了前は1万円ですが、第3子以降は1万5000円になります。第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）で養育している児童のうちの3番目以降の子どもになります。中学生は一律1万円です。

父母がともに児童を養育している場合、継続的に所得が高い人について「所得制限限度額」があり、超えると児童の年齢等に関係なく一律月額5000円支給です。

今回の変更で、10月支給分から「所得上限限度額」が設けられ、これを超えると支給されなくなります。所得制限限度額以上、所得上限限度額未満は一律月額5000円です。

例えば、小学生と中学生の児童2人で年収103万円以下の配偶者がいる場合。①所得制限限度額は736万円（年収の目安では960万円）なので、これ未満の場合は月額1万円×2人分=2万円もらえます。②736万円以上で、所得上限限度額972万円（年収の目安では1200万円）未満の場合は、月額5000円×2人=1万円となります。今年10月からは、所得上限限度額972万円以上は支給されなくなります。なお、所得が上限限度額を超えていても、その後②や①に減った場合は、改めて申請（認定請求書の提出）す

区分 手当月額

0歳から3歳未満	一律1万5000円
3歳以上 小学校修了前	1万円、第3子以降は1万5000円
中学生	一律1万円

年齢に関係なく

所得制限超過世帯	一律5000円
所得上限超過世帯	支給なし

6月から変更になる部分

ると改めて支給されます。

支給時期は、毎年6月・10月・2月で、それぞれの前月分までの支給です。例えば6月分は2～5月分です。おさまが生まれたり、他の市町村から転入した時は、原則は申請した月の翌月分から支給ですが、出生日や転入日が月末に近いと、申請月が翌月になるかもしれません。その際には「15日特例」があり、15日以内ならその月から支給されます。申請が遅れると遅れた月分の手当てが受けられないので注意しましょう。

もう一つの変更が、6月1日の支給要件を確認するために必要だった「現況届」の提出が原則不要になったことです。ただし現況届の提出が必要な場合もあります。詳細は市町にお尋ねください。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サーティファイドファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム相談 …… 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 …… 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン